

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
1	用語集の追加（FSSC22000）	食品業界では新たな食品安全規格として FSSC22000 の導入が広がっています。FSSC 22000 は、国際食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された認証スキームの一つであり、世界的に信頼性の高い認証として認識されています。現状、食品安全委員会の用語集には「ISO22000」や「ISO9000 シリーズ ISO9000 Family」は掲載されていますが、「FSSC22000」に関する記述はございません。	用語集に FSSC22000 を追加するようご提案いたします。	③

**食品安全委員会の回答：** ISO（国際標準化機構）は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気・通信及び電子技術分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成を行っています。我が国では、閣議了解を経て、産業標準化法に基づき経済産業省に設置されている日本産業標準調査会（JISC）が参加しています。ISO22000 等については、国際規格として ISO が定めたことを踏まえ用語集に掲載しているものであり、ご提案の FSSC22000 とは性質が異なると考えております。

**【報告の分類・対応】**

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスクミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
2	委員会の広報について (5/14 セミナー参加を受けて)	5 / 1 4 のモニターセミナーにて、委員会の方々は委員会の知名度を上げるために SNS の活用を考えている旨をお話しされており、私たちモニターにも積極的な参加を促していました。そこでの問題提起は、ニュースや新聞を見ない市民にどうアピールしていくかということだったと理解しています。しかし私はこれについて疑問を感じました。	<p>個人の実感として、食品の安全を強く心配する世代はニュースや新聞を主要なメディア媒体としているシニアであり、一方で SNS を活用している世代はこの問題に対して関心がシニアほどは強くない（私にはこの年代の子供が二人いますので見当違いの見解ではないでしょう）と思っています。このようなことから、私は SNS よりむしろ、まずはニュース・新聞などのメディアに注力した方が、訴求効果が見込めると考えました。</p> <p>私たちは数年前にコロナ禍を体験し、信頼できる情報がいかに安心させてくれるかを実感しました。私は医学部で教鞭を取る者ですが、学生に実情や指示を伝える際、厚生省の HP に載せられた情報が頼りでした。これも私の実感で恐縮ですが、その頃はメディアも厚生省の発信する情報を盛んに取り上げていたように思います。</p> <p>さて、私は食品安全委員会の HP を拝見し、掲載された情報が PFAS やアレルゲン、アニサキス、農薬など市民の健康に直結するものであることから、委員会もコロナ禍の厚生省のような存在になってほしい、なるべきだと強く思いました。</p> <p>ですので、SNS で知名度を上げるのも必要ですが、主要なメディアに信頼され、何か社会問題があったとき、真っ先に情報源として引用される存在を目指すことこそが本質的だと思います。具体的には、(1) よく話題になる問題（上記 PFAS など）についてしっかりした情報を提供できることを主要メディア（特にテレビニュース系）に周知し認知してもらう (2) このような問題が発生したとき、真っ先に情報提供を委員会の方から申し出る (3) メディアに情報発信の際に引用先として言及してもらう、ということをして欲しく思います。また政府公式見解でも積極的に引用してもらいたいです。私たち、特にシニアはテレビ・新聞の情報を信用しますし、その情報源が確かなものであることに安心します。食品の供給者である企業も、消費者の安心をつかめる情報源を積極的に利用することでしょう。さらに言ってしまうと、SNS のニュースの引用元は大抵テレビ・新聞です。このような考えから、私の意見の結論は、まずテレビ・新聞に引用されることを目指すべき、そしてシニアに信頼されるべき、そうすることで社会での役割を得るべき、というものになります。</p> <p>このような見解から、「HP が見にくいことを承知しているが、予算がなくて直せない」という問題の解消は最優先の急務だと考えます。SNS でアピールするにしても避けて通るべきではありません。率直なところ、私たちモニターとのやりとりに予算を配分するよりも、HP の改修に予算を割く方が良いのではないのでしょうか。以上です。</p>	③

**食品安全委員会の回答：** 食品安全委員会では、メディア関係者向けのセミナーを開催しているほか、HP の見直しも随時行っております。引き続き、広報活動に取り組んでまいるとともに、食品安全モニターにおかれましても、より積極的に情報提供活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

**【報告の分類・対応】**

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
3	Codex における重金属規格と厚生労働省告示第 370 号別表第 1「穀類、豆類及び野菜」の不整合(と思われる)について	<p>私は酒類製造業に従事しており、製造過程において大麦を主原料の一つとして使用しています。その中で、食品原材料として的大麦に関する国内外の安全基準について調査する中、以下のような制度上の不整合と思われる点に懸念を抱きました。</p> <p>国際的な食品規格である Codex (FAO/WHO 合同食品規格委員会) では、カドミウムに関して以下のような規格値が定められています (出典: 農林水産省 Codex 規格におけるカドミウム基準値一覧)。<a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/04_kijyun/01_int.html?utm_source">https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/04_kijyun/01_int.html?utm_source</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精米: 0.4 ppm</li> <li>・小麦: 0.2 ppm</li> <li>・その他穀類 (米・小麦・そば・キノアを除く): 0.1 ppm</li> </ul> <p>一方で、我が国の食品安全の根幹をなす「食品、添加物等の規格基準」(厚生労働省告示第 370 号) において、別表第 1「穀類、豆類及び野菜」のカドミウム規格では、以下のように記載されています。<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000988780.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000988780.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 欄: 米 (玄米及び精米をいう)</li> <li>・第 2 欄: カドミウム及びその化合物</li> <li>・第 3 欄: Cd として 0.4 ppm</li> </ul> <p>このように、米については明確な基準が存在する一方で、大麦や小麦、とうもろこしなどの穀類には該当する記載が見当たらず、どのような基準に準拠すべきかが不明瞭です。</p>	<p>これは以下の 2 つの観点で問題をはらんでいると考えます:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの明示が不足していることによる、業界での安全管理判断のばらつき</li> <li>・輸出や国際調達の場面での Codex との整合性不備による混乱</li> </ul> <p>・不信の温床特に製造業者としては、Codex のような国際規格を尊重しながらも、日本国内での遵守すべき法的根拠が明記されていない場合、自社での安全基準の設定や、社内外へのリスク説明に困難を伴う状況となります。食品安全の観点および実務的な明確性の観点から、厚生労働省告示第 370 号の別表第 1 において、米以外の主要穀類 (特に大麦、小麦等) に関しても、個別または「穀類一般」としてカドミウム基準を明示されることを提言いたします。このような改訂は、事業者(委託先含む)・消費者双方にとって安全と信頼を高める措置であり、今後の国際整合にも貢献すると考えます。</p>	①
共有先: 消費者庁、農水省				

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するもの (自ら評価案件の提案を含む) → 委員会にて回答作成